

<ランク>

択一式は各選択肢を、次のような基準でランク分けしています。

- ★・・・(教材で解説している内容であり、正誤の判断が可能である)
- ★★・・・(教材で解説している内容だが、正誤の判断には一定の読解力が要求される)
- ★★★・・・(教材で解説している内容ではないため、他の選択肢の内容によっては、捨て問とすべきもの)

●択一式

<労働基準法(問1~7)・労働安全衛生法(問8~10)>

	問1 (正解:A)			問2 (正解:B)			問3 (正解:D)		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★	111	○	★	22	×	★	29
B	×	★★	112	×	★	19	×	★	36
C	×	★	83	×	★	19	×	★	57
D	×	★	84	○	★	22	○	★	47
E	×	★	116	×	★	22	×	★	35
	問4 (正解:B)			問5 (正解:C)			問6 (正解:D)		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	104, 105	×	★	12	○	★	67
B	×	★	108	○	★	14	○	★	72
C	○	★★	107, 108	×	★	15	○	★	69
D	○	★★★	(161)	○	★★	(17)	×	★	70
E	○	★★	111	×	★★	22	○	★	74
	問7 (正解:C)			問8 (正解:A)			問9 (正解:B)		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	138	×	★★	(130)	×	★★	17, 24, 28
B	×	★	139	○	★★★	(124)	○	★★	30, 45, 47, 49
C	○	★	140	○	★	12	×	★★	24, 25
D	×	★	150	○	★	12	×	★★	32
E	×	★★	(152)	○	★★	10	×	★★	32
	問10 (正解:E)			問2・5は、(アイウエオ)の順					
	正誤	ランク	頁						
A	○	★★★★	—						
B	○	★★★★	—						
C	○	★★★★	—						
D	○	★	35						
E	×	★★★★	—						

## 【労働基準法・労働安全衛生法：試験概要】

今回の択一式問題は、全体のページ数が58頁と前回の59頁とほぼ同様であった。科目別では、労働者災害補償保険法の難易度が最も高く、他の科目は概ね例年と同レベルであるが、国民年金法はここ数年の難しいレベルではなく、比較的平易で取り組みやすい内容であった。

また、難問となる個数問題（正しいもの又は誤っているものは、いくつあるか）は、労働基準法で1問、労働者災害補償保険法で1問、労働保険徴収法で1問の合計3問のみであり、昨年の7問から減ったこともあり、全体のレベルをみると、昨年よりやや難易度が下がったともいえる。

「労働基準法」は、難しい肢が含まれる問題が一部あるが、概ね正解肢は正誤の判断ができるものが多く、全体としては普通からやや易しいレベルといえる。

「労働安全衛生法」は、例年通り難しい内容で、特に問10は正答できる問題ではない。

## 【労働基準法・労働安全衛生法ポイント解説】

### ①問1

A及びBは、1か月単位の変形労働時間制の時間外労働となる時間の事例問題である。

正解肢Aについて、時間外労働となる時間は、「1日については、就業規則等により1日の法定労働時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は1日の法定労働時間を超えて労働した時間。1週間については、就業規則等により週法定労働時間を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は週の法定労働時間を超えて労働した時間。」となるため正しい。

Bについて、「休日振替の結果、就業規則等で1日8時間又は1週40時間を超える所定労働時間が設定されていない日又は週に、1日8時間又は1週40時間を超えて労働させることになる場合には、その超える時間は時間外労働となる。」となるので、水曜日の9時間の労働のうち、1日8時間の法定労働時間を超える1時間は法定時間外労働となるため誤りである。

### ②問4

Dについて、交通事情等（遅刻、早出等）のため、始業終業時刻を繰下げたり、繰上げたりすることは、実働8時間の範囲内である限り時間外労働の問題は生じない。36協定に定める時間外労働・休日労働とは、【法定】時間外労働・【法定】休日労働のことであり、【所定】時間外労働・【所定】休日労働ではない。

### ③問5

誤っているものは、ア・ウ・オの3つである。

アについて、労働者の「性別」による差別的取扱の禁止は、意識的に除外されているため誤りである。

ウについて、労働基準法6条における「業として利益を得る」とは、営利を目的として、同種の行為を反復継続することをいい、「1回の行為であっても、反復継続する意思があればこれに該当し、規制対象となる」ため、誤りである。

オについて、最高裁判例では、「設問の臨床研修は、医師の資質の向上を図ることを目的とするものであり、教育的な側面を有しているが、そのプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に、研修医が医療行為等に従事することを予定している。そして、研修医がこのようにして医療行為等に従事する場合には、これらの行為等は病院の開設者のための労務の遂行という側面を不可避免的に有することとなるのであり、病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り、当該研修医は労働基準法9条所定の労働者に当たるものというべきである。」とされているため誤りである。なお、この判例を知らなくても、問題文中の「勤務する」、「医療行為等に従事する」といった文言から使用従属関係を推測することができ、インターンシップにおける学生の労働者性に関する通達を類推適用することでも正誤の判断ができる。

<労働者災害補償保険法（問1～7）・労働保険徴収法（問8～10）>

	問1（正解：A）			問2（正解：D）			問3（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★★	21	○	★	58	×	★	118
B	○	★★	20	○	★	57	○	★★★	(118)
C	○	★★	20, 21	○	★	59	○	★★★	—
D	○	★★★	20, 21	×	★	60	×	★★★	—
E	○	★★	20	○	★	60	○	★★★	—
	問4（正解：D）			問5（正解：B）			問6（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	15	×	★★	26	○	★★★	—
B	×	★	15	○	★	136	○	★★★	—
C	×	★	15	×	★	23	○	★★★	—
D	○	★	15	×	★★	26	○	★★★	—
E	×	★	15	×	★	27	×	★★	106, 107
	問7（正解：B）			問8（正解：C）			問9（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★★★	—	○	★★★	—	×	★	24
B	×	★★★	—	○	★★★	—	○	★	23
C	○	★★★	—	×	★★★	—	×	★	23
D	○	★	113	○	★	12	×	★★★	—
E	○	★	102	○	★	12	×	★	25
	問10（正解：C）			問3・10は、(アイウエオ)の順					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	63						
B	○	★	64						
C	○	★	54, 63						
D	×	★	65						
E	×	★	62, 64						

### 【労働者災害補償保険法・労働保険徴収法：試験概要】

「労働者災害補償保険法」は、今回の科目の中で最も難易度の高い問題であった。問3の社会復帰等促進事業（アフターケア等）に関する個数問題、問6及び問7の判例等に関する問題が特に難問であった。労働者災害補償保険法において、判例に関する問題はたまに出題されることがあったが、今回は7肢も出題された。

「労働保険徴収法」は、問8はやや難問であるが、他の2問は普通レベルの問題であった。2法をあわせた全体としても、例年より難易度の高いものであった。

### 【労働者災害補償保険法・労働保険徴収法：ポイント解説】

#### ①問3

正しいものは、イ・ウ・オの3つである。

アについて、社会復帰促進等事業は、通勤災害を被った労働者も対象となるため誤りである。

エについて、アフターケアの対象傷病は、「厚生労働省令」ではなく、「アフターケア実施要領（通達）」によってせき髄損傷等20の傷病が定められているため誤りである。

#### ②問6

正解肢Eについて、「被災労働者が、示談により当該第三者の負担する損害賠償債務を免除し、損害賠償請求権を喪失した場合は、たとえ政府がその後労災保険給付を行ったとしても、喪失した損害賠償請求権の法定代位権は発生する余地がない。」とするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。テキスト3 P107 記載の示談に関する通達（このような示談が行われた場合は保険給付を行わない）は、この判例を受けたものであり、判例の内容を知らなくても、この通達を応用すれば正誤の判断をすることは可能である。

#### ③問7

正解肢Bについて、「労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものとする」のが、最高裁判所の判例の趣旨である。

#### ④問9

Dについて、労働保険の「名称、所在地等変更届」は、法人事業主の場合、「代表取締役の変更のみ」の場合は、その氏名に対する変更届を提出する必要はない。個人事業主の場合は、名称変更となるため、その氏名に対する変更届を提出する必要がある。実務上はこのよう取扱いとなるが、施行規則の内容のみではわからず難問である。

<雇用保険法（問1～7）・労働保険徴収法（問8～10）>

	問1（正解：B）			問2（正解：C）			問3（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	39	×	★★	54、58	×	★★	30
B	×	★	42	×	★★	65	○	★★★	(30)
C	○	★	41	○	★★★★	—	○	★	30
D	○	★	39	×	★★★★	—	○	★	32
E	○	★	42	×	★	48	○	★★★	—
	問4（正解：E）			問5（正解：E）			問6（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★	(67)	×	★	91	○	★	※1
B	×	★★★★	—	×	★★	47, 85	○	★★★★	152
C	×	★★★★	—	×	★	126, 128	○	★★★★	(149)
D	×	★★	(69)	×	★	89	×	★	149
E	○	★★	—	○	★	164	○	★	152
	問7（正解：C）			問8（正解：D）			問9（正解：A）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★★★	—	○	★★★★	—	○	★	92
B	×	★★★★	—	×	★	71	×	★★	94
C	○	★★★★	—	×	★	59, 73	×	★	93
D	×	★	162	×	★★	70	×	★	92
E	×	★★★★	—	×	★	57, 58	×	★	92
	問10（正解：D）			問8は、(アイウエオ)の順 ※1：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報①P16					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	103						
B	×	★	103						
C	×	★	102						
D	○	★	104						
E	×	★	106						

## 【雇用保険法・労働保険徴収法：試験概要】

「雇用保険法」は、問2の基本手当に関する問題、問3の確認に関する問題、問4の離職理由に基づく給付制限に関する問題及び問7の雇用保険二事業に関する問題が難問であった。

「労働保険徴収法」は、問8が個数問題で難問だが、残りの2問は平易な内容であった。

2法をあわせた全体としては、やや難易度が高いレベルといえる。

## 【雇用保険法・労働保険徴収法：ポイント解説】

### ①問2

正解肢Cについて、以下の行政手引(50153)の内容が根拠となる。

受給要件の緩和の対象となる賃金の支払を受けることができなかつた日数は、30日以上継続することを要し、断続があつてはならない。ただし、この例外として、当該中断した期間が途中で中断した場合であつて、次の(1)～(3)のいずれにも該当する場合は、これらの期間の日数をすべて加算することができる。

- (1) 離職の日以前2年間又は1年間において、受給要件の緩和が認められる理由により賃金の支払を受けることができなかつた期間があること。
- (2) 同一の理由により賃金の支払を受けることができなかつた期間と途中で中断した場合の中断した期間との間が30日未満であること。  
なお、(2)の期間以外である当該期間についても、30日以上であることを必要とせず、30日未満であってもその対象となり得るものである。
- (3) (2)の各期間の賃金の支払を受けることができなかつた理由は、同一のものが途中で中断したものであると判断できるものであること。

### ②問4

いずれも行政手引(52202、52203)の内容を根拠とする難問である。

Aについて、適用事業所が廃止された(当該事業所に係る事業活動が停止し、再開される見込みのない場合を含む。)ために当該事業所から退職した場合、退職に正当な理由があるものとして、給付制限を受けない。

Bについて、「自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇」として給付制限を行う場合は、刑法各規定に違反し、又は職務に関連する法令に違反して処罰を受けたことによつて解雇された場合、刑法に規定する犯罪又は行政罰の対象となる行為を行つたことによつて解雇された場合である。行政罰の対象となる行為とは、例えば自動車運転手が交通取締規則に違反する場合等をいう。この基準は「処罰を受けたことによつて解雇された場合」であるから、単に訴追を受け、又は取調べを受けている場合、控訴又は上告中で刑の確定しない場合は、これに包含されない。また、刑法に規定する「執行猶予」中の者は単に刑の執行を猶予されているにとどまり、刑は確定しているためこれに該当し、「起訴猶予」の処分を受けたものは刑が確定していないためこれに該当しないとされている。

Cについて、支払われた賃金が、その者に支払われるべき賃金月額額の3分の2に満たない月があつたため退職した場合、退職に正当な理由があるものとして、給付制限を受けない。

Dについて、配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となつたことによつて退職した場合、退職に正当な理由があるものとして、給付制限を受けない。配偶者又は扶養すべき親族と別居を続けることが、家庭生活の上からも、経済的事実等からも困難となつたため、それらの者と同居するために事業所へ通勤が不可能又は困難な地へ住所を移転し退職した場合が、この基準に該当する。

Eについて、事業所の機密を漏らしたことによつて解雇された場合、自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇として給付制限を受ける。事業所の機密とは、事業所の機械器具、製品、原料、技術等の機密、事業所の経営状態、資産等事業経営上の機密に関する事項等を包含する。これらの事項は従業員として当然守らなければならない機密であり、これを他に漏らしたことによつて解雇されることは、自己の責めに帰すべき重大な理由と認められる。

<労働一般常識（問1～5）・社会保険一般常識（問6～10）>

	問1（正解：D）			問2（正解：B）			問3（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★	131, 132	×	★	160	○	★	154
B	×	★★	137	○	★	151	○	★	155
C	×	★★	137	○	★★★★	—	×	★★	159
D	○	★★★★	—	×	★	104	○	★	153
E	×	★	146	×	★	※1	○	★★★★	(158)
	問4（正解：A）			問5（正解：A）			問6（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★★★	—	×	★★★★	—	×	★	149
B	○	★★★★	—	○	★★★★	—	○	★	36
C	○	★★★★	—	○	★	※2	×	★	116
D	○	★★★★	—	○	★★★★	—	×	★	149
E	○	★★★★	—	○	★★★★	—	×	★★★★	—
	問7（正解：E）			問8（正解：A）			問9（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	90	×	★	67	○	★	128
B	○	★	90, 91	○	★	65	○	★	132
C	○	★	92	○	★	60	○	★	136
D	○	★	88	○	★	67	×	★	※3
E	×	★	87	○	★	76	○	★★	127
	問10（正解：C）			問1・2・4・5はテキスト9, 問3・6～10はテキスト10 問2は、(アイウエオ)の順 ※1：直前模擬試験（解答・解説編）P41 ※2：Webサイト「Webcourses」統計・白書データ⑤P16 ※3：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報②P37 ※4：テキスト7 P214, テキスト8 P195 ※5：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報②P15					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★★	※4						
B	×	★★★★	—						
C	○	★★	※5						
D	×	★	※4						
E	×	★★	※4						

### 【労働・社会保険に関する一般常識：試験概要】

「労務管理その他の労働に関する一般常識」は、法令3問、白書2問の問題構成で、白書2問は得点するのが難しいが、法令3問のうち2問は得点したいところである。

「社会保険に関する一般常識」は、いずれも法令に関する問題であった。問6～問9の難易度は高くないが、問10の社会保障協定に関する問題は難問であった。

全体としては、難易度が高い問題構成ではあるが、概ね例年のレベルと同様である。

### 【労働・社会保険に関する一般常識：ポイント解説】

#### ①問2

正しいものの組合せを選択する問題で、正解肢ウの正誤の判断ができないが、アとエが誤りであることは容易に判断できるので、A（アとイ）、C（ウとエ）、D（エとオ）、E（アとオ）を消去することにより、B（イとウ）が正解と簡単に判断できる。

#### ②問3

正解肢Cについて、社会保険労務士法16条に定める信用失墜行為の禁止に関して、設問のような罰則は定められていないため誤りである。法16条は、「社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」と定めた訓示的規定であり、条文の内容から罰則は適用できないであろうと推測することも可能である。

<健康保険法（問1～10）>

	問1（正解：C）			問2（正解：E）			問3（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	41	×	★	78	○	★★	117, 118
B	○	★★	52	×	★	62	○	★★	208
C	×	★	37	×	★	29	○	★★	81
D	○	★	54	×	★	29	×	★★	140
E	○	★	158	○	★	28, 189	○	★	90, 91
	問4（正解：A）			問5（正解：B）			問6（正解：B）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	185	○	★	153	○	★	95
B	○	★	82	×	★	25	×	★★	188, ※3
C	×	★	174	○	★	※2	○	★	30
D	×	★	※1	○	★	115	○	★★★★	77
E	×	★	187	○	★	90, 91, 92	○	★★	93
	問7（正解：A）			問8（正解：B）			問9（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	98	×	★	116	○	★	※4
B	×	★	91, 92	○	★	136	×	★★	22
C	×	★	133	×	★★	131, 132	×	★	22
D	×	★	154	×	★	127	○	★★	64, 65, 67
E	×	★★	155	×	★	151	○	★	※5
	問10（正解：D）			問4・9は、(アイウエオ)の順 ※1：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報②P5 ※2：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報③P1 ※3：直前模擬試験（解答・解説編）P49 ※4：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報④P10 ※5：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報②P4					
	正誤	ランク	頁						
A	○	★	153						
B	○	★	72						
C	○	★★	180						
D	×	★★	65						
E	○	★★★★	—						

## 【健康保険法：試験概要】

健康保険法の択一式問題は、近年、細部の通知等難しい肢を含む設問が多く、難易度が高くなる傾向にあったが、今回は概ね普通レベルの内容であった。

## 【健康保険法：ポイント解説】

### ①問3

正解肢Dについて、70歳以上の被保険者及び被扶養者の外来療養に係る高額療養費は、世帯合算ではなく、1人1人について、入院療養を含まない外来療養に係るものだけを合算した額が、高額療養費算定基準額を超えている場合に、この超えている部分の額とされている。設問の者は、所得区分は一般で、高額療養費算定基準額は12,000円であり、1人1人について高額療養費算定基準額を超えているか否かを見るため、被保険者は20,000円-12,000円=8,000円の高額療養費となるが、被扶養者は一部負担金が10,000円であるため対象とならない。

### ②問6

正解肢Bについて、設問のように保険料の一部のみを控除できた場合であっても、事業主は保険料の全額を納付する義務がある。通知により、「事業主は、被保険者に支払う報酬から控除した被保険者が負担する保険料の額の如何にかかわらず、保険料の全額を納付する義務がある」とされている。この通知を知らなくても、保険料の納付義務者の条文（事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う）から、当然、設問のような都合の良い例外はあり得ないと推測することができる。

### ③問10

C及びDは惑わされやすい設問で、Eは難問である。

Cについて、保険料は資格取得月から資格喪失月の前月まで徴収される。賞与に係る保険料もこの取扱いとなるため、設問のように資格喪失月に支払われた賞与に係る保険料は徴収されない。

正解肢Dについて、その年の6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した者は、定時決定が行われない。したがって、設問の6月1日に資格を取得した者及び7月1日に資格を取得した者は、いずれも定時決定が行われ~~ない~~。基本事項に例示を当てはめて、惑わされないようにしなければならない。

Eについて、厚生労働大臣告示による現物給与の価額の変更は、固定的賃金の変更に該当するため、随時改定の対象となるとされている。なお、現物給与の価額に関して規約で別段の定めをしている健康保険組合が管掌する被保険者については、当該規約の定めによる価額が変更された場合に、随時改定の対象となる。

<厚生年金保険法（問1～10）>

	問1（正解：B）			問2（正解：C）			問3（正解：C）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★★	(150)	○	★	51, 195	×	★	31
B	○	★★	126	○	★★	125	○	★★	174, 175
C	×	★	92	×	★	184	×	★	117
D	×	★	34	○	★	148	○	★	99
E	×	★★	51	○	★	106	×	★	33
	問4（正解：D）			問5（正解：A）			問6（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	×	★★	21	×	★	188	○	★	162
B	×	★★	28, 29	○	★	152	○	★★	157
C	×	★★	48, 176	○	★	107	○	★	162
D	○	★★	25	○	★	102	○	★★★★	—
E	×	★	53	○	★	※1	×	★	161
	問7（正解：D）			問8（正解：B）			問9（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	179	×	★	139	×	★	133
B	○	★	76	○	★★	46, 178	×	★	106
C	○	★★	80	×	★★	53	○	★	189
D	×	★	98	×	★	107	×	★	88
E	○	★★	105	×	★★	122	○	★	142
	問10（正解：A）			問3・9は、(アイウエオ)の順 ※1：テキスト7P119, テキスト8P130 ※2：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報©P25					
	正誤	ランク	頁						
A	×	★	133						
B	○	★	64						
C	○	★	84						
D	○	★	92, ※2						
E	○	★★	122						

## 【厚生年金保険法：試験概要】

全体としては、ほぼ例年通りの普通レベルの内容であり、正解肢については比較的正誤の判断がし易い問題が多かった。しっかり学習していれば高得点も可能である。

## 【厚生年金保険法：ポイント解説】

### ①問4

応用問題であり、やや惑わされる設問が多い。

Aについて、賞与等で年4回以上支給されるものは報酬に含まれる。設問のように毎年期日を定めて四半期（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）毎に受けるものは、年4回支給されているので、賞与ではなく報酬に含まれる。

Bについて、大学の学生であっても適用基準を満たせば厚生年金保険の被保険者となる。4分の3基準を満たさない短時間労働者が所定の要件を満たして被保険者となる場合には、学生等でないことが要件の一つとされているが、これと混同しないこと。

Cについて、厚生年金保険の標準賞与額の上限は、支給1か月（同一月内につき2回以上支給されたときは合算）について150万円である。したがって設問の場合、150万円が当該被保険者の当該月における標準賞与額とされる。

正解肢Dについて、個人経営の法務業の事業所は任意適用事業所であり、適用事業所の認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者（適用除外に該当する者を除く）の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならないため、設問の内容は正しい。

Eについて、設問後半のような被保険者資格取得及び喪失に関する書類を5年間保存しなければならないという定めはない。

### ②問8

正解肢Bについて、育児休業終了時改定により改定された標準報酬月額は、「育児休業等終了日の翌日から起算して2か月を経過した日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目）」から改定されるため、設問の場合、6月から4か月目の9月から改定となる。また、保険料の源泉控除は、「被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる」ため、設問の場合、10月に支給する報酬から、9月改定の標準報酬月額に基づく保険料を控除することができる。応用問題であるが、基本事項にあてはめれば難しくない。実務においても、このような基本知識にあてはめて実際の手続や給与計算を行っていくことになる。

<国民年金法（問1～10）>

	問1（正解：B）			問2（正解：E）			問3（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	51	×	★	119	○	★	45
B	×	★	50	×	★	139	○	★	45
C	○	★	51	○	★	117	○	★	42
D	○	★	49	×	★	110	×	★	45
E	○	★★	25, 26	○	★	95	○	★	41
	問4（正解：C）			問5（正解：A）			問6（正解：D）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	183	×	★	※1	×	★★★★	—
B	○	★	171	○	★	226	×	★	197
C	×	★	168	○	★★★★	—	×	★	79, 82, 83
D	○	★	206	○	★	221	○	★	127
E	○	★	184	○	★	221	×	★★	80
	問7（正解：D）			問8（正解：C）			問9（正解：E）		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
A	○	★	135	×	★★	141	×	★★	60, 141
B	○	★	177, 178	×	★★	131	×	★	144
C	○	★	191	○	★★	137	×	★	149
D	×	★	99, 101	×	★★	130, 131	×	★	149
E	○	★	143, 144	×	★	127, 130	○	★★	142, 200
	問10（正解：B）			問2は、(アイウエオ)の順 ※1：Webサイト「Webcourses」平成29年度法改正情報②P13					
	正誤	ランク	頁						
A	○	★	43						
B	×	★★	39, 47, 166						
C	○	★	38						
D	○	★	47						
E	○	★★★★	—						

## 【国民年金法：試験概要】

国民年金法の択一式問題については、近年、難易度が高くなる傾向にあったが、今回は全体的に易しく高得点も可能であった。また、最後の3問が長文で難易度の高い事例問題というパターンが続き、この択一式の最終3問が受験者を悩ますものとなっていたが、今回はこのような難解なものはなく、出題された事例問題は通常レベルのものでもあった。

## 【国民年金法：ポイント解説】

### ①問 8

正解肢Cについて、設問の場合、保険料納付済期間3か月＋（保険料半額免除期間6か月×2分の1）＝6か月となり、脱退一時金の請求に必要な保険料の納付の要件を満たしている。

### ②問 9

Aについて、年金の支給は、「権利の消滅した日の属する月で終わるもの」となるため、設問のように権利の消滅した日が2月28日である場合、平成29年2月分まで支給される。また、年金の支払日は、支払月の15日であるので、設問の場合、平成29年2月15日に前年12月分及び同年1月分が既に支払われているため、請求できる未支給年金は2月分のみである。

Bについて、障害厚生年金と老齢基礎年金は併給することができない。

Cについて、過誤払による返還金債権への充当は、債務の弁済をすべき者（設問の場合は妻）に支払うべき死亡を支給事由とする遺族基礎年金があるときに、充当できるものである。設問のように老齢基礎年金について行うことはできない。

Dについて、過誤払による返還金債権への充当は、年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず過誤払が行われた場合に適用されるものである。設問のように、婚姻したことにより受給権が消滅した場合は、対象とならない。

正解肢Eについて、死亡した受給権者が、死亡前に年金給付の裁定請求をしていなかったときも、未支給年金の対象となる遺族は、自己の名で年金給付の裁定請求をすることができる。また、設問の年金給付を受ける権利は、時効により消滅していない。

### ③問 10

正解肢Bについて、死亡による資格喪失日は、その翌日（設問の場合は平成29年4月1日）であり、被保険者期間は、資格喪失日の属する月の前月（設問の場合は同年3月）までとなる。また、保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収されるため、設問の場合、保険料を3月分まで納付しなければならない。